

第3節 衛生機能の強化

自衛隊が、その任務を遂行するためには、隊員の健康を適切に管理し、部隊の壮健性を維持していくことが必要である。また、各種事態に対応する隊員の生命を最大限に守れるよう衛生機能の充実に不断に取り組んでいくことが重要である。

加えて、自衛隊の任務が多様化・国際化する中で、災害派遣や国際平和協力活動における衛生支

援や医療分野における能力構築支援など様々な衛生活動に適確に对应していくことが重要である。

このため、防衛省・自衛隊としては、各種事態や国内外における多様な任務を適切に遂行できるよう衛生に関する機能の充実・強化を図っているところである。

1 シームレスな医療・後送態勢の強化

1 各種事態における衛生機能の強化

新中期防は、各種事態に対応するため、統合運用の観点も含め、第一線から最終後送先までのシームレスな医療・後送態勢の強化を図ることとしている。

具体的には、隊員の生命を最大限守ることを目的として、第一線において負傷した隊員に対し、「第一線救護衛生員¹」が救急救命処置を行うとともに、野外手術システム²などを備えた医療拠点において、ダメージコントロール手術 (DCS)³ Damage Control Surgeryを行った後、最終後送先である自衛隊病院などに安全かつ迅速に後送し、根治治療を行うまでの一連の医療・後送を間隙なく実施するための衛生機能の充実を図ることとしている。加えて、これらの実施に必要な患者情報システムの共有化、衛

生資材の共通化や備蓄、装甲化された救急車の導入などの所要の整備を行うこととしている。

この際、平素からの自衛隊の衛生運用にかかる統制・調整を行うため、統合幕僚監部の組織強化を図る方針としている。

2 南西地域における衛生機能の強化

新中期防は、シームレスな医療・後送態勢の強化にあたっては、広大な海域と多数の離島を抱えるわが国の地理的特性などを踏まえ、特に南西地域における衛生機能の強化を重視することとしている。具体的には、南西地域における医療拠点の保持要領や後送要領などのほか、沖縄本島や島嶼部における衛生資材などの備蓄態勢の整備を図ることとしている。

2 自衛隊病院の拠点化・高機能化

自衛隊病院は、各種事態においては、活動地域から後送された隊員などを収容・治療する病院としての役割を果たし、また、平素においては、隊員やその家族などの診療を行う病院としての役割を果たしている。このほか、医療従事者の技量の

維持・向上及び養成のための教育機関としての役割も有している。

新防衛大綱及び新中期防は、自衛隊病院の拠点化・高機能化については、引き続き、人材と医療資源を集中し、一般的な診療に加え、感染症対応、

1 第一線救護衛生員とは、准看護師(保健師助産師看護師法(昭和23年法律第203号)第6条に規定する准看護師をいう。)の免許を有し、かつ、救急救命士(救急救命士法(平成3年法律第36号)第2条第2項に規定する救急救命士をいう。)の免許を有する隊員のうち、救急救命行為に関する訓令(平成28年防衛省訓令第60号)第4条に規定する協議会が認定した訓練課程を修了した者をいう。

2 手術に必要な4機能をシェルター化し、大型トラックに搭載(手術車、手術準備車、滅菌車及び衛生補給車)した動く手術室。開胸、開腹、開頭術など救命のための手術が可能

3 損傷した内臓に対するガーゼ圧迫留置、縫合などによる止血と腸管内容物による汚染を防止するための応急的な手術であり、患者の状態を後送に耐え得るレベルまで安定化させることを目的としている。

銃創などの外傷あるいはNBC兵器による攻撃などによる負傷者に対しても一定程度の診療能力を有する後送病院としての対応能力の向上を図り、効率的かつ質の高い医療体制の確立を図ることとしている。これまで、地域医療においては、一部の自衛隊病院が地方公共団体の二次救急医療機関の指定を受けて、救急患者の受け入れを積極的に行うなど、医療の高度化を進めてきた。特に自衛隊中央病院においては、年間約5,600台（18（平成30）年実績）の救急車の受け入れを行った。

また、18（平成30）年9月の北海道胆振東部地震発生時においても、多くの病院が大規模停電などにより機能発揮できない中、災害に強い病院を企図して建て替えを行った自衛隊札幌病院（平成27年開院）は、病院としての機能を損なうことなく発災直後から被災者などに対する診療を実施した。

このほか、自衛隊中央病院は18（平成30年）7



大量傷者受入訓練において、現場救護を実施する陸自隊員（世田谷公園内）

月、化学剤や爆発物によるテロが発生したとの想定に基づき、陸自東部方面隊や陸自衛生学校のほか、東京消防庁、警視庁、世田谷区、世田谷区医師会などの参加を得て、大量傷者受入訓練を実施した。自衛隊中央病院は、このような訓練を通じて、関係機関との連携強化や複合的な特殊災害への対処要領を検証し、対処能力の向上を図っている。

3 防衛医科大学校の機能強化

防衛医科大学校は、医師である幹部自衛官（医官）、保健師及び看護師である幹部自衛官（看護官）や技官を養成する防衛省・自衛隊の唯一の機関であり、自衛隊衛生の主たる医療従事者を育成・輩出し、その技能を維持・向上させる役割を担っている。

このような中、新防衛大綱及び新中期防において、防衛医科大学校は、その運営改善及び研究機能の強化を進め、優秀な人材の確保に努めることとしている。

具体的には、優秀な医官や看護官を養成するための組織体制の強化や他の一般大学病院と同等以

上に質の高い医療を提供するための態勢の整備を行うこととしている。また、同校の附属機関である防衛医学研究センターにおける研究機能や各自衛隊の衛生部門との連携を強化することとしている。これらの取組により、同校の教育・研究態勢の一層の充実を図ることとしている。

防衛医学研究センターでは、平成27（2015）年度から防衛医学の専門的知見を活かした防衛医学先端研究を開始しており、爆傷・衝撃波損傷研究など自衛隊の部隊運用に資する研究を行っている。

4 医官・看護官などの確保・育成

任務の多様化に伴い、医官など衛生部門に携わる者に求められる能力が高まっている中、医官の充足率は年々改善傾向にあるものの、約8割程度である。この要因は医官の離職であり、その主な理由の一つとして「医師としての研修・診療機会の不足」があげられる。防衛省・自衛隊では、防

衛医科大学校を中心とした卒後の臨床教育の充実や、医官の診療機会を確保するための各種取組の促進、感染症や救急医療をはじめとした専門的な知識・能力の取得・向上、モチベーションの向上など、離職を防止するための様々なキャリアを想定した各種施策を継続して講じることで医官の充

足向上を図りつつ、医療技術の練度を維持・向上させている。新中期防においては、医官の充足向上を引き続き図るほか、今後増大が見込まれる任務所要に対応できるよう、医師である予備自衛官の任用を一層推進することとしている。

また、看護官についても、医官と同様、部内外病院などにおける実習など、知識・技術を維持・

向上するための施策を講じている。

さらに、国際平和協力活動、大規模災害などを含む多様な任務や特殊な環境での任務を遂行するため、衛生科隊員及び診療放射線技師、臨床検査技師や救急救命士などの医療従事者を自衛隊の病院や学校などにおいて教育・養成している。

5 戦傷医療対処能力の向上

防衛省・自衛隊は、第一線の救護能力、ダメージコントロール手術能力、後送間の治療能力の向上を図るため、米軍などにおける取組を調査し、適確な救命のための検討を進め、戦傷医療対処能力の向上を含む教育訓練・研究の充実・強化を図っている。

第一線救護能力の向上については、准看護師かつ救急救命士の資格を有する隊員が、第一線において負傷した隊員を自衛隊病院などに後送される前の現場において専門的な救護処置⁴を実施できるようにするため、平成29(2017)年度から当該資格を有する隊員に対して、必要な知識・技能

を身につけさせるための教育・訓練を実施している。また、この教育訓練課程を修了した隊員を第一線救護衛生員として指定し、部隊へ配置するとともに、第一線救護衛生員の携行衛生資材を整備している。

さらに、新中期防に基づき、第一線における医療に加えて、艦艇又は航空機上での医療など、各自衛隊の部隊や装備の特性に応じた教育訓練の充実を図るとともに、戦傷医療教育に必要な各自衛隊共通の衛生訓練基盤などの整備を推進することとしている。

6 国際協力に必要な態勢の整備

14(平成26)年の西アフリカにおけるエボラ出血熱への対応などを踏まえ、国際的に脅威となる感染症対策について、防衛省・自衛隊は、海外での活動に資するための専門性を有する人材の養成や、防衛医科大学校などを含めた態勢の整備を加速し、感染症対応能力の向上のための各種取組を行っている。具体的には、感染症対応能力向上のための人材育成や、感染症患者搬送用の機材整備、既知の感染症の中で最も危険性が高いとされる一類感染症⁵の罹患患者に対する診療態勢を整備するため、部隊、防衛医科大学校病院及び自衛隊中央病院に所要の施設機材の整備などを行うとともに、17(平成29)年4月に自衛隊中央病院、19(平成31)年3月には防衛医科大学校病院がそ

れぞれ第一種感染症指定医療機関の指定を受け、感染症対応能力の向上を図っている。

また、自衛隊衛生は、国際緊急援助活動や各国軍隊に対する能力構築支援などの国際協力も行っており、これまでも、国際緊急援助活動として海外被災地での医療提供などに参加しているほか、アジアを中心とする国々に対し、潜水医学、航空医学、災害医療など医療分野での能力構築支援を積極的に行っている。

今後、海外での医療活動を行う上で有効な移動式医療システムの更新、国際機関や米軍などの衛生関係部局への要員派遣など、様々な国際協力に必要な態勢の整備を推進していくこととしている。

⁴ 負傷により気道閉塞や緊張性気胸の症状などとなった者に対する救護処置や、痛みを緩和するための鎮痛剤の投与などの処置

⁵ エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱(感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第6条)